

一関市議会 産業建設常任委員会 記録

会議年月日	令和4年6月23日(木)			
会議時間	開会	午後1時15分	閉会	午後2時23分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 小野寺 道 雄		副委員長 佐 藤 敬一郎	
	委 員 齋 藤 禎 弘		委 員 岩 渕 典 仁	
	委 員 岡 田 もとみ		委 員 小 山 雄 幸	
	委 員 千 田 恭 平		委 員 千 田 良 一	
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 なし			
事務局職員	主任主事 伊藤悠子			
紹介議員	なし			
参 考 人	なし			
出席説明員	渡辺建設部長、小野寺道路管理課長ほか1名			
本日の会議に 付した事件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請願審査 請願第1号 居住地区(団地)における治水に関する請願			
議事の経過	別紙のとおり			

産業建設常任委員会記録

令和4年6月23日

(開会 午前1時15分)

委員長 : ただいまの出席委員は8名であります。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開催します。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の案件は、御案内のとおりです。

請願第1号、居住地区(団地)における治水に関する請願についてを議題とします。

本日の調査に当たり、当局から建設部長の出席を求めました。

前回の委員会では、参考人から請願の趣旨説明をいただきましたが、そこで市道認定基準要綱の話が出ましたので、本日は、市道認定基準要綱の第3第12号のその他市長が公益上必要と認めた道路、の項目を中心に、当局より説明を求めます。

渡辺建設部長。

建設部長 : 一関市市道認定基準要綱の第3第12号その他市長が公益上必要と認めた道路について、その内容につきまして、道路管理課長より説明させますので、よろしくお願いたします。

委員長 : 小野寺道路管理課長。

道路管理課長 : 私のほうから説明をさせていただきます。

平成17年9月20日付告示第45号、一関市市道認定基準要綱の第3第12号その他市長が公益上必要と認めた道路についてですが、取扱いの事務要領、詳細細則等については定めてはおりません。

こちらで具体的に想定しておりますケースとして、例を挙げさせていただきますと、一つ、起終点の一方が公道に接し、他の一方が公共施設に接続し、自動車の転回に支障のない道路、公共施設と国道や県道、市道などをつなぎ、袋路状道路にはなっておりますが、公共施設内に自動車の転回通路などがあり、交通上の支障や通行の危険がないところなどでございます。

ほかに農道、林道、里道、いわゆる赤線と呼ばれる道路でございますが、そのうち市道として管理することが必要となり認める道路でございます。

これにつきましては、例えば農道や林道として使われてきた道路が周辺状況の変

化などにより、多くの方々の利用が増え公共性が増したことにより、市道として認定して管理することが必要と認められる道路であります。

このようなケースについて、この項目で適用される内容と考えております。

実際の適用する場合は、一つ一つの個別ケースについて、公共性や公平性の観点などを十分に照らし合わせ判断していくものとなります。

今回の鶴ヶ沢地内の住宅団地内私道につきましては、現況については確認をさせていただき、付近の方々がお困りの状態であることは承知はいたしておりますが、広く一般の方々が通行に利用する道路ではないこと、沿線に主要な公益的施設や生産施設も存在していないことなどから、要綱の第3条第12号その他市長が公益上必要と認めた道路には該当しないと判断しております。

また、同第11号私道で市長が公益上必要と認めた道路で、次の要件を満たす道路の部分についても、該当とならない部分があることから私有地の所有者、利用者での対応をいただくよう、回答させていただいているところであります。

説明については以上でございます。

委員長：ありがとうございました。

それでは質疑を行います。

発言の際は挙手の上、委員長が指名した後に発言をお願いします。

千田恭平委員。

千田（恭）委員：今の回答の確認で、ちょっとメモしきれないところがあったので再度、具体的なケースということで、個別に判断するというお話があって、今請願で出ている道路については、現状も見たと。

それで付近の住民の方も困っているということは承知していますが、その次に、一般の方が通行しておらず、もう一つは何とおっしゃいましたか。

委員長：小野寺道路管理課長。

道路管理課長：もう一つは、沿線に主要な公益的施設や生産施設も存在していないことと申し上げました。

委員長：千田恭平委員。

千田（恭）委員：それから今のは第12号の説明だったと思います。

それから第11号の説明も最後のほうにされまして、その中で該当しない部分があるという説明がありましたが、これは具体的に言うとアからオのところのどの部分が該当しないのでしょうか。

委員長　：小野寺道路管理課長。

道路管理課長：要綱のほう、皆様、御覧になっている部分でございます。

第 11 号では、まず、路面舗装をしたもの、この部分が該当になってございせん。

あとは、側溝施設が完備したものという部分でございます。

あとはオ中（エ）の起終点及び他の道路に接続していないもの、袋路状道路、この部分が該当していないということで、捉えております。

委員長　：千田恭平委員。

千田（恭）委員：そうすると、まず今御説明にあったようなことで第 12 号にはその他市長が公益上必要と認めた道路には該当しないし、第 11 号の中もウとエと、オの（エ）の 3 つが該当していないために、この基準でいうところの市道には認定が難しいという解釈でよろしいのですか。

委員長　：小野寺道路管理課長。

道路管理課長：そのように認識して判断しております。

委員長　：千田恭平委員。

千田（恭）委員：請願者の方が求めているのは、雨水の流入を防ぐような措置をしてほしいというのが前提にあって、その中の方法の一つの手段として、市道の認定ということをお求めていると思うのですが、仮に市道の認定が難しいとした場合に、担当課のほうから、ほかのこの市道認定以外に何か、雨水の流入を防ぐような措置という方法論としてですね、市道認定以外にはどのようなものがあるというように把握されているのでしょうか。

費用は別としてですよ。

委員長　：小野寺道路管理課長。

道路管理課長：今思いついたり、これまで考えた中では、道路を使用されている方々で、今回は代表の方、千葉さんということで出ておりますが、道路を使用されている方々で、私道の利用者ということで、費用等も含めて出し合いながら整備をしていただくとかというところ、それによりまして雨水の流れを整備するようなどころがあるというように一つは考えております。

委員長　：千田恭平委員。

千田（恭）委員：仮にその今言った整備をする場合に、大体の見積りの予算額というのは、大方幾らぐらいになるのかとか、それからかかる整備の費用に対して市の補助制度等は、何か援助できるような制度というのはないのかどうか、その辺りについても御回答いただきたいと思います。

委員長　：小野寺道路管理課長。

道路管理課長：排水の部分の整備について、試算をしたわけではございませんが、私の経験の部分でお話し申し上げますと、上の道路の部分、100メートルぐらいあると思われれます。

側溝が現在入っていない区間がほとんどでございますので、その部分に通常の蓋がかかる落蓋式側溝などを両側に整備した場合は、概算で恐らく1メートル当たり2万円ぐらいかかりますので、100メートルの両側で200メートル、これに2万円をかけますと400万円ぐらい、舗装の部分は含まれておりませんが、かかるものと思われれます。

あとは私道の部分の整備に関する助成の部分につきましては、他市等で制度があるということについては、認識はしておりますが、私どもが管理します市道が、延長が長いということで、これまでも、まずは市道に認定されているものから優先して整備をさせていただくということで、現在、助成制度をつくるということは、現在は考えていない状況でございます。

委員長　：岩淵委員。

岩淵委員：ありがとうございました。

説明は、理解はしたのですけれども、実際にこの第11号と第12号に当てはまるだろうと予測される要望の件数であったりとか、あとここ直近何年かで構いませんがそれを認めたケースの件数とか、そういうのが分かりましたら教えていただきたいと思います。

委員長　：小野寺道路管理課長。

道路管理課長：市道認定の要望の件数ということで捉えさせていただいてよろしいでしょうか。

私どもで持っています資料では平成24年度から令和4年度までの間の資料でございますが、要望件数が、市内全域8地域で21件、そのうち認定いたしましたものが3件、まだ認定していない、もしくは要望をいただいておりますが対応できていな

いのは18件、対応していないといいますが、認定していないのは18件でございます。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：その18件の中のことで恐らく回答としては、今回の請願と同じような理由ということで対応しているケースがあるかと思うのですが、その中で、さらに、それでもまた、こういった第12号のところに対応できないのかと要望されている案件というのはあるのでしょうか。
今回も含めて。

委員長：休憩します。

(休憩 13:30～13:30)

委員長：再開いたします。
小野寺道路管理課長。

道路管理課長：ただいま市道認定についての要望について未認定のうち、その状態で、要望いただいているという件数については、ちょっと把握していないところもございましたが、これまでの道路整備全体に関する請願、陳情につきましての件数につきましては、請願と陳情、一緒に整理しておりますが、請願陳情件数が8地域で307件、このうち完了の件数といたしましては204件、着手済み、手をかけ始めたところについては53件、いまだ未着手のところにつきましては50件ということで把握しております。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：ありがとうございました。
具体的にその204件が完了したうちの、そうすると、103件は妥当だというような判断をしている中で53件が完了済みで50件がこれからということなのでしょうか。

委員長：小野寺道路管理課長。

道路管理課長：53件は着手済みでございますので手をかけておりますし、未着手部分についても整備の必要性を感じておりますのは今後進めていく予定の部分となっております。

委員長 : あくまでも市道認定されている、市道ですよ。
私道ではないですよ。
そこを確認しておきます。
岩渕委員。

岩渕委員 : 私有地は 21 件ということですね。

委員長 : 小野寺道路管理課長。

道路管理課長 : 市道認定の要望としております部分は 21 件でございます。

委員長 : 小山雄幸委員。

小山委員 : 請願者の方々は雨水の流入、大雨が出たときそのままにして、普通の雨であれば大して災害にもならないというか、今の市道認定基準要綱でやると、できない。
だけれども、これから異常気象ということで災害になるかもしれない。
そうなってくると、この認定基準というのは、こう見直して、基準をつくらない
とこういう私道はできないのですか。
そういうようなこの請願のところは雨水が入って困っていますよと、だけれども
将来的にはこれが異常気象によって、大きな水が出たとき、大きな災害につながる
というか今度の請願者の方の、後ろの坂のところのうちなども雨水がうちの後ろに
入るのではないかなと見たのですけれども、この認定基準を災害に対応するという
か、この認定基準を変えるということはないものかなという思いをするので
すけれども、その辺は考えられているのでしょうか。

委員長 : 渡辺建設部長。

建設部長 : あくまでも市道認定する場合なので、こういった形ですけれども、仮に災害とか
となればそれはまたこれとは別になると考えます。

委員長 : 千田良一委員。

千田(良)委員 : 先ほど、平成 24 年度から現在までの認定要望が 21 件で、認定されたのが
3 件というようなことでしたが、要望として出たのが 21 件だけれども、実
際に要望にまで至らなかった、例えばこういう道路があって、これについてその市
道の認定というようなことをお願いしていきたいのだけれども、どのような方法が
あるのか聞きに来て、そして説明を受けて、そうするとこれに該当しないから無理

だなどいうことで要望にまで至らなかったケースとか、そういうものは、把握はされていませんか。

件数というか実際に分からないですか。

現実にあると思いますよ。

だからそういうものを考えたときに、現実の話として、確かに出てきたものもあれば、先ほど来から出ている私道そのものについてのことも考えると単にこの21件だけではなく、この背景には、もっともっとあるのかなという思いがあるのですけれども、そういうデータとかそういう把握はされておられませんか。

委員長：小野寺道路管理課長。

道路管理課長：ただいまお話しいただきました、市道認定の要望までに至らなかった相談につきましては、実際にお受けしておりますが、過去のデータをまとめた、集計等はいたしておりません。

委員長：千田良一委員。

千田（良）委員：前の任期だったのですが、花泉地域での市道の改良、改良幅幅ですか、その時にやはり要望の件数とか、そういうものがあって、花泉地域だけでも、たしか80件あるとかそう言われて、説明を受けた記憶があるのです。

そうすると、そういうことを考えると、それを花泉地域の建設課サイドが押さえていた数字だったと思うのですけれども、そういうことを考えるとここの307件、そして未着手が50件というのは少ないような気がするのですよ。

だから、そのあたりの数字を確かに先ほど来今までのデータを見ながらのお話ですけれども、もう少し、失礼な言い方なのだけれどもしっかりと、恐らく各支所なり全体で押さえている部分があると思いますけれども、そういうものを押さえて、お話しいただいたほうが、はっきりすると思います。

委員長：小野寺道路管理課長。

道路管理課長：ただいまいただいたお話につきましては、全くそのとおりだと思います。

私どもの道路管理課のほうでは、整備のほかに維持補修の要望というのも受け付けて、短い部分、路線としてではなく、側溝整備等をやらせていただいておりますし、路面整正もやらせていただいております。

参考までに、令和2年度の維持修繕の申請という一つの参考として聞いていただければと思いますが、申請件数は4489件、側溝を入れたり、いろいろな災害とか除雪も含めてでございますが、それに対して処理、小さい蓋を直したりする部分もありますが、これについては4225件処理させていただいております、まだ令和2

年度でございますが94%やらせていただいて、残りを継続して、維持修繕費のほうで道路整備までにはいきませんが、側溝整備等は一応やらせていただいているという状況でございます。

委員長：岡田委員。

岡田委員：今の維持修繕は、あくまでも市道の部分についてですね。

あと、市道認定の要望21件中、認定が3件というお話だったのですけれども、認定に至らなかった主な大きな理由をお伺いしたいと思います。

委員長：小野寺道路管理課長。

道路管理課長：まず、ただいまの維持修繕の要望対応件数につきましては、市道の部分でございます。

市道認定の要望で認定された3件、それ以外の部分についての要望について、未認定の状況という部分につきましては、主なもので、例えば要綱にございますが無償提供という部分が難しかったとのお話をいただいたと。

あとは、未舗装、側溝未整備、終点が他の道路に接続していないというようなところが主な内容でございました。

委員長：岡田委員。

岡田委員：それから、第12号の市長が認めるとした場合の道路の件ですけれども、これは市長が認めれば、例えば第11号に挙げているものがクリアしていなくても、市道になるのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

委員長：小野寺道路管理課長。

道路管理課長：第12号のその他市長が公益上必要と認めた道路という部分については、いわゆる要綱で言うと特例要綱のような形でございますが、第11号で、私道で市長が公益上必要と認めた道路ということで、私道の部分はこちらで定めさせていただいているように考えておりますので、基本的には私道でこの部分が該当しないとさらに公益な部分というのが第12号に移動しないということで考えておりました。

委員長：岡田委員。

岡田委員：この第11号の要件を満たした上でさらに市長が認めればということになります

か。

第 12 号は第 11 号にないような要件でということで、では第 11 号に当てはまらない場合でも、公益性があるという道路は市道に認定できるということになりますか。

委員長 : 小野寺道路管理課長。

道路管理課長 : 具体的な、先ほどの例だけではちょっと想定できないケースもありまして、上の第 11 号までの部分でかなりの部分が合致する、想定される部分に当てはまるのですが、そこでも当てはまらない場合この第 12 号で該当というか、公益上市長が認める、いわゆるいろいろな公益性や公平性を考えた上で必要ということで判断した場合にということでございます。

委員長 : 岡田委員。

岡田委員 : あと、先ほど災害が理由のときは別途対応するものだということでしたが、災害が理由であれば、市道ではなくても対応できるものなのではないでしょうか。

委員長 : 渡辺建設部長。

建設部長 : そもそもその対応の事業が違ってくると思うので、という意味です。

委員長 : 岡田委員。

岡田委員 : 市道であれ私道であれ、対応するのかどうかお伺いします。

委員長 : 渡辺建設部長。

建設部長 : そこは市道になると思います。

委員長 : 休憩します。

(休憩 13 : 46～13 : 58)

委員長 : 再開します。
岡田委員。

岡田委員 : 先ほどの続きですけれども、要綱の関係でこの請願者の方が言っているのは第 12

号の部分に何ら条件もつけずに、市長が公益上必要と認めたら認定できるのだというようになっているという主張ですけれども、この点について、このままだと市民が困って市道にしてほしいと、この第 12 号の要件で要望してほしいと言っているのに、認めてくれない冷たい市政だという状況だということだと思っておりますけれども、その点について何か御意見があればお伺いしておきたいと思っております。

委員長：渡辺建設部長。

建設部長：ちょっと答えになるかあれですけれども、恐らく以前からそういういろいろなパターンがあれば、第 12 号例えば、こんなときはこの第 12 号に該当になりますよというように書いているのかもしれませんが、記述できていないので、そこはやはりケース・バイ・ケースになってくると思うので、まずはその相談をしていただけだと思います。

何かあればですね、市道に認定してほしいのだけれどもというのがあれば、まずはちょっとお聞きできればと思います。

委員長：岡田委員。

岡田委員：今回の請願について、この第 12 号について何も要望がなかったということですか。

委員長：渡辺建設部長。

建設部長：今回に限らず、これからもですけれども、もし悩ましいというか、悩ましい案件というのが多分たくさんあると思うので、そこは第 12 号に該当するかというのはその一つのケースを見つつ判断していかなければいけないのかなというように思っております。

委員長：千田良一委員。

千田（良）委員：いわゆる第 12 号については先ほど、最初のほうに説明があった例えば認定の道路と公共施設なり、生産施設なりの連絡路というか、そういうもので、そちらに行って転回できるような道路であればというようなこととか、あと農道とか林道、それから里道とか赤線、そういうものとして今までやってきたもので、(10) 以降のその要件に満たないよと、幅がないとか、それでも利用者が多くてやはり市道の認定が必要だという場合に生きてくるというか、なるというようなことでの理解でいいわけですね。

そうすると、例えば、要望を出されたものが単なる私道が第 11 号に該当しない

から第 12 号で考えるかというのとまた違うと思うのですけれども、その理解でよろしいでしょうか。

委員長 : 渡辺建設部長。

建設部長 : そのとおりでございます。

委員長 : そのほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、以上で質疑を終了します。

建設部長はじめ当局のみなさん、本日はお忙しい中ありがとうございました。
職員退席のため休憩します。

(休憩 14 : 03～14 : 15)

委員長 : 再開いたします。

次に、意見交換を行います。

委員長 : 千田恭平委員。

千田(恭)委員 : 今日は一関市道認定基準要綱について当局の方から説明をいただきましたし、これが請願者の請願の事項との関係で、どのように考えたらいのかということをし少し考える時間をいただきたいと思いますので、若干お時間をいただいて、今日の採決はちょっと見合わせていただければと思います。

委員長 : ただいま千田恭平委員から御意見があったとおり、本日の採決はしないで、改めて委員会を開催するというところでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議なしということでそのように進めます。

本日の請願第 1 号の審査はこの程度とし、次の委員会は 6 月 24 日、明日、本会議終了後、広聴広報委員会の前に委員会を開き、継続して審査すること御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ありませんので、さよう決定しました。

以上で、請願第1号、居住地区（団地）における治水に関する請願について、本日の審査を終わります。

以上で、本日予定した案件を終わります。

そのほかに皆さんから何かございませんか。

委員長：岡田委員。

岡田委員：NECプラットフォームズ株式会社一関事業所跡地を含む一ノ関駅周辺整備調査特別委員会の幹事会が行われたと聞いているのですけれども、幹事会の話を各小委員会でどのような話があったのか報告がないと私たちの会派は誰も委員長副委員長になっていないので、知らないで、小委員会で報告がないとちょっとどういう幹事会の内容だったかというのが分からないです。

委員長：幹事会の内容につきましては、本日特別委員長が報告したとおり、この産業建設小委員会で調査するという各委員さんからの御意見があったのですけれども、当局からの利活用構想案が出る前に視察に行って調査をすとか、ほかの事例を調査するということは見合わせるということで決定しましたので、調査が必要かどうかも含めて、特別委員長のほうに委ねましたので。

岡田委員。

岡田委員：とりあえず幹事会があったら、機敏にiPadでもいいですけれども、小委員会ごとにどういう内容だとかっていうのをやらないと…

委員長：この前ちょっと見合わせるということで、小委員会で特別委員長に報告していいかということで確認した。

そのとおりで委員長は今日の特別委員会で報告した。

岡田委員。

岡田委員：結局、幹事に選出された経緯が委員会が主体なので、委員会の責任者というか入った人が各委員に報告しなければいけないという、会派ではなく、委員会ごとに。

委員長：こういうことで調査しても、まだ利活用ができない、どこに行っても何を見て調査をするかという調査項目があって各委員から出された項目を小委員会に振られた項目が3項目あったわけだけでも、それを今やる必要があるのかどうかということについて、我が小委員会としては、その必要性は今の段階では見いだせないのではないかとということで、私のほうが特別委員長に小委員会の意見として上げたとい

う形です。

岡田委員。

岡田委員：今回の件は了解しました。

今後、幹事会が開かれた場合は、参加している幹事の方が自分の委員会小委員会で、こういう内容でしたという報告をしていただかないと、みんなが把握できないのでよろしくお願いします。

以上です。

委員長：次の小委員会での調査というのは、特別委員長からの指示によって動くということで進められます。

以上で、本日の委員会を終わります。

(閉会 午後2時23分)